

## 日本書道ユネスコ登録推進協議会 ロゴマーク使用規定

1. **ロゴマークと「私たちは「日本の書道文化」のユネスコ無形文化遺産登録を応援しています」のメッセージをワンセットとして、ポスターや印刷物、映像、WEB使用をすることができます。**

※ロゴマークとメッセージのワンセットとしての使用可。ロゴマーク単体での使用はできません。

1. **ロゴマークの使用期限は、当協議会が使用を許可した日から、日本の書道文化がユネスコ無形文化遺産に登録される日までとします。**

1. **ロゴマークと共にスローガン「つなごう日本の書道文化 ユネスコの無形文化遺産に」も使用することが可能です。**

※ただし、当協議会がポスター・バナーで使用しているスローガン中の「書道」の2文字の画像を転載、使用することは出来ません。

※ポスター・バナーのスローガンで使用している「書道」の2文字は、和様の書の基礎を築いた三蹟の一人、小野道風の作品から抜粋したもので、「書」は宮内庁三の丸尚蔵館、「道」は正木美術館から、それぞれ当協議会に対してのみ使用許可を得たもので、他への転用は認められておりません。

1. **ロゴマークの取り扱いに際しては、次の事項を厳守していただきます。**

- 1) 「日本の書道文化」のユネスコ無形文化遺産登録を応援する目的から逸脱した使用をしないこと。
- 2) 申請した使用場所・使用媒体以外では使用しないこと。
  - ・当協議会に提出したグラ刷り原稿や見本品以外のものにロゴマークは使用しないでください。
- 3) ロゴマーク及びメッセージは定められた方法でのみ使用し、改変しないこと。
  - ・ロゴマークと共に使用方法についての資料をお届けします。
  - ・スローガンは任意の書体、任意のサイズでご使用いただけますが、当協議会がポスター・バナーのスローガンで使用している「書道」の2文字は使用しないでください。
  - ・メッセージ及びスローガンの文言は改変しないでください。
- 4) ロゴマークそのものを販売しないこと。具体的には、販売する商品の一部分にロゴマークを入れることは構わないが、ロゴマーク自体を商品化したり、ロゴマークを前面に押し出した商品を販売することは出来ません。また当協議会の活動の趣旨と関わりのない商品やサービスの宣伝または販売のために使用しないこと。